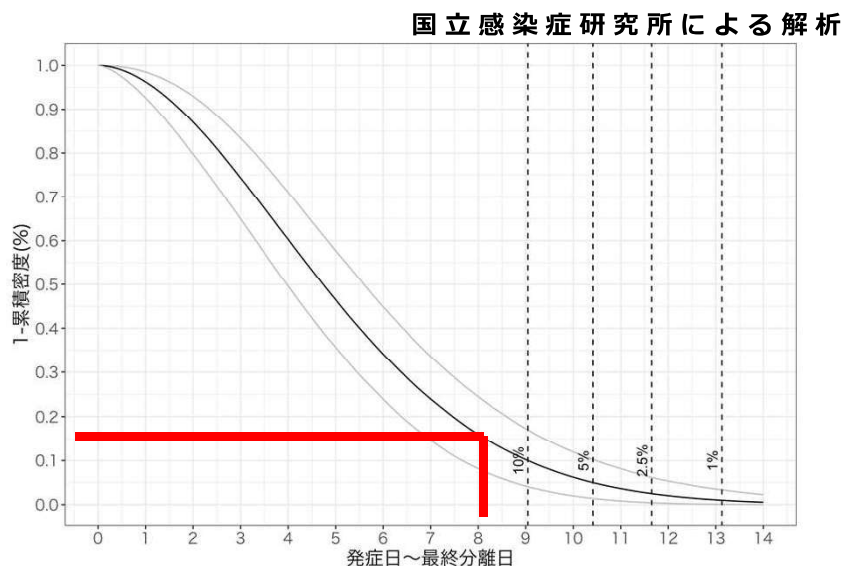


患者の療養解除基準の見直しについて

- 新型コロナウイルス感染症に感染し**症状がある者**については、国内データによれば発症後10日目までは感染リスクが残存し、発症後7日目までが感染力が強く、5日間待機後でもまだ3分の1の患者が感染性のあるウイルスを排出している状態。8日目（7日間待機後）になると、**多くの患者（約85%）は感染力のあるウイルスを排出しておらず**、感染力のあるウイルスを排出している者においても、**ウイルス量は発症初期と比べて7日目以降では6分の1に減少した**との報告がある。このため、専門家の意見を踏まえ、Withコロナを見据え、**発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする**。ただし、現に入院している場合には、従来通り、10日間の療養を継続する。
- **無症状者**については、国内データによれば6日目（5日間待機後）に同様に多くの患者（約90%）で感染可能なウイルスの排出がなくなるとの報告がある。一方で、データが限定的であること、無症状者については感染時期が特定できず、より慎重な対応が必要であることから**療養期間は引き続き7日間とするが**、専門家の意見を踏まえ、Withコロナを見据え、**5日目の検査で検査陰性である場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする**。
- これらの前提として、**症状がある者は10日間、無症状者は7日間、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします**。

陽性者（有症状）におけるウイルス排出の推移



* 点線は累積密度のブートストラップサンプルの中央値の10%、5%、2.5%、1%点

陽性者（無症状）におけるウイルス排出の推移

